

## ◇ 損金に算入されない罰金

**Q** : 当社の従業員が先日、得意先へ商品を配達する途中で駐車違反をし、交通反則金を支払うことになりました。この反則金を会社が負担した場合の取扱いはどうなりますか。

**A** : 損金不算入となります。

### 【解説】

法人が役員又は使用人に課せられた罰金、料料、過料又は交通反則金を負担したときは、その課せられたときの事情に応じて次の2つに区分して取り扱われます。

- (1) 法人の業務の遂行に関連してなされた行為等に課せられた場合・使用人等に対する給与とせず、法人固有の費用と認めますが、所得の金額の計算上損金不算入とします。
- (2) その他のものであるとき・その使用人等に対する給与とします。

上記(1)が損金不算入とされているのは、違反者に対する罰則の効果を減殺させないためです。したがって、駐車違反に伴って徴収されるレッカー車代等は、その措置に要した実費を負担させる意味合いのもので罰金等とは性質を異にするものですから、損金算入が認められます。その他、次のようなものも損金算入が認められます。

- (1) 厚生年金保険法に基づく社会保険料又は雇用保険法に基づく労働保険料の追徴金及び延滞金
- (2) 雇用保険法に基づき、事業主が支払う返還命令金及び納付命令金

